

第 8 回赤村農業委員会総会議事録

招集日時	令和 3 年 2 月 5 日 (金) 13 時 30 分
招集場所	赤村住民センター 研修室 1
開 会	令和 3 年 2 月 5 日 (金) 13 時 26 分宣告
一、本総会の出席委員は次のとおりである。(議席順)	
1 番委員	松 本 國 廣 (議長)
2 番委員	在 津 圭 太
3 番委員	壽 崎 祥 子
4 番委員	三 橋 誠
5 番委員	道 壽 子
6 番委員	川 上 巖
7 番委員	釘 崎 幹 子
8 番委員	荒 尾 峰 雄
9 番委員	小 林 利 夫
農地利用最適化推進委員	木 下 祝 子
農地利用最適化推進委員	梅 田 和 男
農地利用最適化推進委員	村 岡 和 弘
農地利用最適化推進委員	春 本 洋
農地利用最適化推進委員	太 田 勝 征
二、本総会の欠席委員は次のとおりである。	
なし	

三、本総会の書記は次のとおりである。
事務局長 藤 木 眞 一
四、本総会に職務のため出席した者の職氏名は次のとおりである。
なし
五、本総会の議事案件は次のとおりである。
・ 報告事項 非農地証明について
・ 議案第16号 農地法第18条の規定による農用地利用集積計画について
・ その他

松本議長 それでは全員揃いましたので、少し早いですが、只今より第8回赤村農業委員会総会を開会したいと思います。1月の総会では私が欠席しまして、いろいろとご迷惑をお掛けしましたが、どうか今年度もよろしくお願ひします。

それでは日程1の事録署名人を指名いたします。8番 荒尾委員さん、9番 小林委員さんを指名します。どうかよろしくお願ひします。次に、日程2の報告事項について事務局より報告事項をお願ひ致します。

藤木局長 (報告事項 「非農地証明について」朗読説明を行う。)

松本議長 只今、事務局より非農地証明願について説明が終わりました。報告事項ですので以上となります。次に、日程3の議案第16号について事務局から朗読説明をさせます。

藤木局長 (議案第16号 農地法第18条の規定による農用地利用集積計画について、朗読説明を行う。)

松本議長 只今、16号議案について事務局より朗読説明が終わりましたので、補足説明に入りたいと思います。●●さんと●●さんの件については、私から補足説明をします。

●●さんの叔父さんに●●さんがなります。それでまた再

契約ということですので、どうかよろしくをお願いします。

松本議長

次に、貸し手の●●さんと●●さん、受け手の●●さんの件については、在津委員さんから補足説明をお願いします。

在津委員

●●さんの方が役場の方に連絡して、もうちょっと作れないということで、どこか作れるところを探してくれということでした。それで自分に役場から連絡がありまして、役場の方と話して●●に借りてもらおうという形になりまして、場所は●●との境で●●の左側です。水路を挟んだその上に●●さんの土地が1枚ありまして、それも一緒にということ●●さんに新規でお願いしています。お願いします。

松本議長

次に、貸し手の●●さん、受け手の●●さんの件については、梅田委員さんから補足説明をお願いします。

梅田委員

●●2筆と●●1筆を、これは●●さんの田んぼで、これを●●さんが借りたいということです。以上です。

松本議長

引き続き、貸し手の皆●●さん、受け手の●●さんの件については、川上委員さんから補足説明をお願いします。

川上委員

皆川さんと●●さんのお父さんとは前からやっていたが、これを後継者の●●君とするもので、子どもは親を見て育つというように、私も今、朝の5時半くらいから村内を回っていますが、お父さんと一緒に立派な青年です。どうかよろしくをお願いします。

松本議長

引き続き、貸し手の●●さん、受け手の●●さんの件については、道委員さんから補足説明をお願いします。

道委員

●●さんの田んぼですけど、●●さんがおいでして私と見て回りました。ちょうど3筆あるようですけど●●の横と●●の横で、基盤整備していない所で、水路が上に一つしかない所でした。順々にしていかないと水が溜まらない所でした。それでこの人は5年2カ月の再設定ですが、真面目な方ですのでよろしくをお願いします。

松本議長

それでは議案第16号について全補足説明が終了しましたので、質疑等をお受けしたいと思います。

(「ありません」の声あり。)

松本議長

質疑なしということで、議案第16号につきまして、採決を行います。原案のとおり、承認賛成する方は挙手をお願いします。

(出席者全員挙手)

松本議長
三橋委員

挙手者全員により議案第16号は可決いたします。

次に日程4のその他についてですが、何かありませんか。

先月の総会の時に、下限面積について見直すとかありましたが。

藤木局長

前回、会長が欠席されて不在でしたので、皆さんに耳打ちだけということで、検討というか、考えとってくれんですかということでお願いをしていたんですが、まだ非公式です。これは産業建設課長にも言っていますが、所謂、農振の方で農家となる下限面積が赤村は40アールとしています。農地を買うためには、耕作面積、農地の所有面積が40アール以上ないと購入できません。これは町、都市の方に行くとそもそも50アールなくてはいけません。赤村では40アールにしているんですけど、これを先ほどもありましたように新規就農者や町の人が家を買ってその家に農地が、畑がちょっと付いているといっても、農家でないと買えない訳です。そういうことがあるので下限面積の見直しを考えていただけないかという話です。

もちろん、まだ非公式ですから、農業委員会に正式に下限面積の設定について総会に議案として審議してもらうためには、その条件についてもきちんとした条件をある程度決めて文書で諮問してもらわないと審議できません。その諮問があつて審議し、答申することとなります。今日、本当は、この会議が終ってから、まだ非公式ですから皆さんに、会長が初めておられますからお話しする予定、ご説明しようと思っていました。

松本議長

私がそれともう一つ聞くのは、この小作料の反当たり60キロとかなつとるけど、60キロじゃあきついなあという意見をよく聞くんですよね。もう半分の30キロでないととか、畔草刈りとかあるんですね。作ってくれというのは高齢者が多く、手間のかかる田んぼですきね。やっぱ60キロちいうんは言われても、受けるのはきついですねということです。そういう意見をよく聞くんですよね。農業委員会として、その線を出すのはできんやろうし、身内の田んぼやったら他人より多く出して作ってやるやろうきね。いろいろあるき農業委員会の方で規定みたいな線も引くこともできんやろうしねえ。だけ無理ですなえち言うのは言うとります。

梅田委員 あの、●●さんの件ですが、これ全部で3反ないでしょう。それけどこれはいいんですかね。

藤木局長 はい、耕作面積の方でももちろん4反以上あります。そもそも農地面積でいえば、畔まで含みますから実はもっと大きいんですけど、一応、耕作面積で言っても4反は超えています。

松本議長 これはアレやないんかい、実際は2反8畝やないと。これは借りる面積やろう。

藤木局長 いえ、耕作面積ですから畑と併せて4反を超えています。農地面積、台帳面積とは違うんですよ。

松本議長
小林委員 分かりました。
利用増進に掛けても、さっき言った下限面積、4反を超えたら農地が買えるんですよ。ただ問題は、農振地域外の農地を買うために利用権の設定をして買って、その後に地目の変更をする、気が付いたらいつの間にか家が建っている。ですからそういうのをやらないように事務局の方は指導してください。田んぼ、家の横に農振地域のものがある、農振地域というのは除外するのは大変ですからね。ところが買って2年ぐらいしていつのまにか気が付いたら家が建っていた、そういうことが有り得るんですよ。ですから事務局の方が防いでもらいたいと思ってます。力の強い人が出てくると、何とかかんとか言って認めてしまう、個人攻撃をする。力の強い人はどんなことでもしてしまいますから、そういうことがないようにきちっと歯止めを掛けないと、民主主義ですからね。
(一部聴取不能) よろしくお願ひします。

松本議長 耕作面積が4反ないと小作ができんちいうことやろう。

藤木局長 いえ、農地として買う、登記する場合は農家でないとできないんです。その下限面積が4反ということです。利用権設定での耕作面積も含みます。原 隆康さんは以前にも利用権設定で何回か出ています。先ほど小林委員さんが言うように利用権設定を掛けて農地の購入もしていますが、今回も利用権の設定です。ただ、農振地域の除外の農地でも買って農地を変えてしてしまうのは困るというのも分かります。また、今までもそういうのはやっていないと思います。農地の縛りは厳しいので、農振地域内というと県にも届け出て、また農林事務所も調査にも来ますし、協議もしなくてははいけない。

農業委員会に掛かる前に農振の会議で農振除外を審議することとなります。通常は県の職員が現地に来て見るのですが、まず認めることはありません。

例えば村が公共的なものを建てる、一番いい例が特産物センターです。ああいう圃場整備された、まさしく農振地域内の土地ですが特産物センターを建てるとかです。公に開発するとかです。そういうことでない限りは、個人的に宅地にするからとかでは、まず認められることは有り得ません。またウチの方も特別気を付けてやっています。

小林委員

気が付いたら農振地域に勝手に埋め立てをしていることがあるんですよ。過去にですね。それでいつの間にか過去に家を建てたということがあります。農振地域に勝手に家を建てたら潰さなくてははいけませんからね。

藤木局長

ちょうど私が11、2年前に農業委員会の事務局担当だったので、四郎丸で●●さんの家の近くで、資材置き場や倉庫農作業小屋を建てたいという申請がありました。そういった例があったことも記憶していますが、全然認められませんでしたし許可もしていません。ただ、現に見えない所で絶対やっていないかと言われると言い切れませんし、実際にはあると思いますが地目の変更など認めていません。そういうことです。

小林委員

よろしくお願いします。

松本議長

それでは他にありませんか。

(「ありません」の声あり。)

松本議長

それではないようなので、3月の総会の日程を決めたいと思います。定例が5日なので3月5日になります。金曜日です。いいですか。13時30分からでよろしいですか。

(全員「了解」の声あり。)

藤木局長

では次回は、3月5日の金曜日、午後1時30分からでよろしくお願いします。それから、活動ノートの提出を次回までで結構ですので、よろしくお願いします。

松本議長

それでは以上をもちまして、第8回赤村農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(閉会 13時54分)